

「船橋市『市民協働の指針』改定版（素案）」に対する意見募集結果について

「船橋市『市民協働の指針』改定版（素案）」に対する意見募集について、ご協力をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見及びそれに対する市の考え方について、取りまとめを行いました。

1 意見の募集期間

平成29年9月29日から平成29年10月30日まで

2 実施結果

(1) 意見提出者数 2名

(2) 提出された意見数 5件

3 ご意見の概要と市の考え方

※いただいたご意見を内容ごとに整理した上で、ご意見に対する市の考え方を示しています。

なお、ご意見は概要のみ掲載しております。

項番	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	基本計画（後期基本計画）では、「市民協働」と記述されている。素案では「協働」としているが、上位計画との関係をどのように位置づけるか。	<p>現行の指針ではNPOや企業、各種団体等の主体をまとめて「市民」と表現しておりますが、改定版（素案）では主体が多様化しているとの認識から主体を細分化しているため、「市民」に限定せず、多様な主体の連携として「協働」としております。</p> <p>また、「市民参加と協働」を推進することで、総合計画が掲げる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指しております。</p>
2	<p>「市民協働」でいう「協働」とは、「協力して」「働く」という意味。具体的には、「公益的な課題を、市民が主体で、行政と知恵を出し切って、経済的にもまた、継続性のある解決をし、その成果と責任を両者が共有する活動」をいうことになる。「働く」という言葉は、とても重いと思う。</p> <p>市民との協力、市民との連携とは、言葉の持つ背景が違うと思う。</p>	<p>協働の定義や考え方は捉え方により差があると思いますが、今回の改定では「多様な主体同士が、船橋をより魅力あるまちにするための共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること」と定義したうえで、市民参加を一つのきっかけとして協働に広がっていくといった主旨もあわせて書き込んでおります。</p>
3	<p>現在の指針を改定しなければならない説明がたりない。</p> <p>現行の指針の「市民協働によるまちづくりの展開」部分が取り入れられていないがその説明が不十分である。</p>	<p>改定の理由や指針の位置付けについては、発行の際に掲載する市長のあいさつの中でもふれる予定となっております。</p>

4	<p>官民の市民協働と取り扱われている案件は、一般的にはその案件を進めるにあたって、ほとんどが行政が条件を提示し、それに従って進められているように感じられるが、案件の内容を検討するときに市民力の活用をしたらよいと思われる。</p>	<p>官民の協働については、案件の内容等によって主体の関わり方が異なりますので、それぞれに適した形態を選択することが重要であり、案件に応じた市民力の活用が必要であると考えます。</p>
5	<p>「市民協働」の推進で大切なことは、行政は、市民が主体で市民の知恵を引き出そうとする情熱を持たないと難しいと思う。そのためには、ステップを踏みながら行政職員の意識改革を含め推進する必要があると思う。</p>	<p>「参加と協働」を推進するためには、職員の意識改革も必要であると考えますので、今後も職員の意識の醸成に努めてまいります。</p>